

# 新規団体登録申請の要領

## A.

新規団体登録申請をしようとする団体は次にかかげる手続きにより登録申請する。

1. 申請団体は申請書要覧様式6-1・6-2に必要事項を記入し、所在地の水泳協会の審査を受け各地区協会の推薦を受ける。
2. 地区水泳協会は県水連事務局に登録申請を提出する（（財）日水連登録用紙送付依頼）。
3. 県水連は提出された書類を認定委員会で、審査する。委員会で承認された後、申請団体に（財）日本水泳連盟登録用紙を送付する。
4. 申請団体は、（財）日水連盟登録用紙並びに団体競技者登録送金明細書に必要事項を記載し、所定の諸料金を添えて県水連事務局へ提出する。
5. 県水連はその書類に基づき（財）日本水泳連盟に手続きをし、申請団体に登録用紙Dを送付する。
6. 申請団体は用紙Dを受領後、公認の団体となる。
7. 3. において必要条件を満たさない場合は認定されない。

## B. 認定条件

1. 公共の団体（学校）は公共の機関が責任をもつものとして県水連に直接申請できる。
2. その他の団体については次の条件をみたさなければならない。
  - (1) 代表者は心身ともに健康な者
  - (2) 指導者条件（以下のア～ウのいずれかを満たしていること。）
    - ア.（財）日本水泳連盟公認の資格を有する者
    - イ. 文部科学省認定（水泳）の資格を有する者
    - ウ. 4年制大学で体育専攻課程を卒業、又は在学中4年間水泳部員であった者（短期大学卒業者でもこれと同等の力があると認められる者。）
3. 登録団体は必ず最低1名の公認競技役員を置くこと。ただし、申請時に公認競技役員の資格を有する者がいない場合は、申請後1年以内にその資格を取得すること。
4. 常時の練習場が確保できていること。

## C. 認定委員会

1. 理事長、副理事長、事務局長、総務委員長、学識経験者2～3名をもって構成し、必要なとき開くものとする。
2. 議長は理事長がこれにあたる。
3. 理事長に事故あるときは、副理事長より代行者を選び議事運営にあたる。
4. 議事は出席者の過半数の決議で定め、可否同数のときは議長が決める。

## D. 市町村水泳協会について

1. 申請団体から登録申請があったら、市町村水泳協会はBの条件を満たしているか審査し、条件を満たしていた場合は各地区水泳協会に推薦する。

## E. 各地区水泳協会について

1. 市町村水泳協会からの審査結果を踏まえ、適正な団体と認められた場合には、県水連に推薦状を出す。

## F. 除名について

1. （財）日本水泳連盟の規約にもとるときは除名する。
2. 静岡県水泳連盟の名誉を著しく傷つけたときは除名する。
3. アマチュア規定に違反したときは除名する。